

新旧対照表

新	旧
既設幼稚園の学校法人化認可基準 1 規模について 2 学級以上、定員<u>60人</u>以上とする。 2 園地について ① 自己所有を原則とするが、所有することが困難であり、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、総面積の2分の1以内の範囲において借用するものであってもよい。 ② 次の場合には、上記①の規定にかかわらず2分の1を超える借用部分があってもよい。 ア 借用部分が、旧設置者当時の借地であって、学校法人が所有権を取得できないことについて、合理的な理由があり、かつ教育上支障がないと認められるとき。 イ 国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずる者又は宗教法人の所有地で、所有することが困難であり、教育上支障のないことが確実と認められる場合。この場合において、宗教法人の所有地については、地上権又は賃借権の設定登記を要する。 ③ なお、上記①、②の場合においては、園舎敷地、運動場等として長期にわたり安定して使用する条件を学校法人が取得すること。 3 園舎について ① 幼稚園設置基準によるが、当該基準施行前のものについては、従前の例による。 ② 保育室及び遊戯室の面積は別表に定める面積を下回らないこと。ただし、千葉県私立幼稚園設置認可取扱内規制定前のものについては、この限りでない。 ③ 自己所有を原則とするが、幼稚園設置基準をこえるもので、所有することが困難であり教育上支障のないことが確実と認められる場合は、借用でも	既設幼稚園の学校法人化認可基準 1 規模について 2 学級以上、定員<u>70人</u>以上とする。 2 園地について ① 自己所有を原則とするが、所有することが困難であり、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、総面積の2分の1以内の範囲において借用するものであってもよい。 ② 次の場合には、上記①の規定にかかわらず2分の1を超える借用部分があってもよい。 ア 借用部分が、旧設置者当時の借地であって、学校法人が所有権を取得できないことについて、合理的な理由があり、かつ教育上支障がないと認められるとき。 イ 国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずる者又は宗教法人の所有地で、所有することが困難であり、教育上支障のないことが確実と認められる場合。この場合において、宗教法人の所有地については、地上権又は賃借権の設定登記を要する。 ③ なお、上記①、②の場合においては、園舎敷地、運動場等として長期にわたり安定して使用する条件を学校法人が取得すること。 3 園舎について ① 幼稚園設置基準によるが、当該基準施行前のものについては、従前の例による。 ② 保育室及び遊戯室の面積は別表に定める面積を下回らないこと。ただし、千葉県私立幼稚園設置認可取扱内規制定前のものについては、この限りでない。 ③ 自己所有を原則とするが、幼稚園設置基準をこえるもので、所有することが困難であり教育上支障のないことが確実と認められる場合は、借用でも

よい。 4 運動場について 幼稚園設置基準によるが、当該基準施行前のものについては、この限りでない。 5 幼稚園施設内の教育目的外の施設について その区分が明確化されている場合は、あってもよい。 6 専任でない園長を置く場合について 当該園長は、学校教育法第81条第3項に定める実務を処理できる者でなければならない。 7 学校法人の役員および評議員について ① 非常勤役員は、その地位について報酬を受けてはならない。 ② 学校法人の役員および評議員は、財産の寄附者または特定の関係者のみをもってあてることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し高い識見を有する者のうちから 公正に 選任され、かつ、これらの者の識見をできるだけ公正に反映できるものでなければならない。 ③ 学校法人の運営の中心となる理事および幹部職員は、単に名目的な者でなく、学校経営に専念できる者であること。 ④ 宗教法人立幼稚園の学校法人化に当たっては、寄附行為で旧設置者である宗教法人の指名する者1名が理事となる旨の特例を設けてもさしつかえない。 8 予算について ① 資金収支予算は、資産および幼稚園の規模に応じて収支の均衡が保たれているものでなければならない。 ② 消費支出予算は、幼稚園の規模に応じて収入が支出を上回るか等しくなければならない。	よい。 4 運動場について 幼稚園設置基準によるが、当該基準施行前のものについては、この限りでない。 5 幼稚園施設内の教育目的外の施設について その区分が明確化されている場合は、あってもよい。 6 専任でない園長を置く場合について 当該園長は、学校教育法第81条第3項に定める実務を処理できる者でなければならない。 7 学校法人の役員および評議員について ① 非常勤役員は、その地位について報酬を受けてはならない。 ② 学校法人の役員および評議員は、財産の寄附者または特定の関係者のみをもってあてることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し高い識見を有する者のうちから 公正に 選任され、かつ、これらの者の識見をできるだけ公正に反映できるものでなければならない。 ③ 学校法人の運営の中心となる理事および幹部職員は、単に名目的な者でなく、学校経営に専念できる者であること。 ④ 宗教法人立幼稚園の学校法人化に当たっては、寄附行為で旧設置者である宗教法人の指名する者1名が理事となる旨の特例を設けてもさしつかえない。 8 予算について ① 資金収支予算は、資産および幼稚園の規模に応じて収支の均衡が保たれているものでなければならない。 ② 消費支出予算は、幼稚園の規模に応じて収入が支出を上回るか等しくなければならない。
---	---

9 施行年月日 ① この認可基準は、昭和52年2月1日以後の学校法人化の認可から適用する。 ① この認可基準は、平成6年10月1日以後の学校法人化の認可から適用する。 ② この認可基準は、平成11年4月1日以後の学校法人化の認可から適用する。 ④ この認可基準は、平成17年4月1日以後の学校法人化の認可から適用する。 ⑤ この認可基準は、平成27年4月1日以後の学校法人化の認可から適用する。 <u>⑥ この認可基準は、令和8年10月1日以後の学校法人化の認可から適用する。</u>	9 施行年月日 ① この認可基準は、昭和52年2月1日以後の学校法人化の認可から適用する。 ① この認可基準は、平成6年10月1日以後の学校法人化の認可から適用する。 ② この認可基準は、平成11年4月1日以後の学校法人化の認可から適用する。 ④ この認可基準は、平成17年4月1日以後の学校法人化の認可から適用する。 ⑤ この認可基準は、平成27年4月1日以後の学校法人化の認可から適用する。
---	---